

肥銀ビジネスインターネットバンキングサービスご利用規定

変更後	変更前
<p>第20条 解約等 本契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約できるものとします。</p> <p>2. 代表口座の解約 代表口座が解約された場合や最終の預入れまたは払戻しから10年以上経過した場合は、当行は契約者への通知なしに本契約を解約することができるものとします。</p> <p>4. 当行からの解約 契約者に次の各号の事由が一つでも生じた場合、当行は契約者に通知することなく本契約を解約することができることとします。</p> <p>5. 当行からの解約の通知 当行の都合で本サービスを解約する場合は、届出住所または登録アドレス宛に解約の通知を行います。ただし当行が解約の通知を届出住所宛または登録アドレスに発信したにもかかわらず、その通知が延着または到着しなかった（受信拒否の場合も含まれます。）場合は、通常到達すべき時に到達したものとみなします。</p>	<p>第20条 解約 本契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約等できるものとします。</p> <p>2. 代表口座の解約 代表口座が解約されたときは、当行は契約者への通知なしに本契約を解約することができるものとします。</p> <p>4. 当行からの解約 契約者に次の各号の事由が一つでも生じた場合、当行は本契約を解約することができることとします。この場合、当行が契約者にその旨の通知を発信したときに解約されたものとします。</p> <p>5. 当行からの解約の通知 当行の都合で本サービスを解約する場合は、届出住所宛に解約の通知を行います。ただし当行が解約の通知を届出住所宛に発信したにもかかわらず、その通知が延着または到着しなかった（受信拒否の場合も含まれます。）場合は、通常到達すべき時に到達したものとみなします。</p>